

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和6年2月8日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順、敬称略）

古谷恭一郎（委員長）、稲田直彦、尾山健司、小山優、櫻井紫帆子、中村昭子、西欣也、松本州普、森藤茉由、八隅美佐子、山本哲史

（事務局）

柏原啓志、佐藤一徹、加藤由佳子、石田一樹、山本吉克、高野博之、熊野剛、藤田智、藤垣智宏、小山邦博、阿部和臣、藤原正宣、尾川昌也、出口香苗、大浦岬、吉田綺花

4 議事

(1) 委員長の選任

委員の互選により、古谷委員が委員長に選任された。

(2) 委員長代理の指名

中村委員が委員長代理に指名された。

(3) 前回のテーマの取組状況報告

裁判所から、前回のテーマ「裁判所における採用広報について」の取組状況報告を行った。

(4) テーマ「家事手続のデジタル化」についての意見交換

別紙のとおり

(5) 次回のテーマ

少年の再非行防止に向けた取組としての教育的措置について

(6) 次回の開催日時

令和6年7月19日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

テーマ「家事手続のデジタル化」についての意見交換

(意見交換に先立ち、裁判所から、テーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

◎

裁判所の事務局が行ったテーマ説明についての御意見や御感想をいただきたい
と思います。

○

裁判所として課題と捉えているのは、当事者本人のウェブ手続利用なのか、代
理人弁護士ウェブ手続利用なのか、いずれになるのでしょうか。

■

今回、御意見としてお伺いしたいのは、当事者本人によるウェブ手続利用につ
いてと考えております。なお、代理人弁護士によるウェブ手続利用については、
件数としては、まだ充分ではないですが、こちらからウェブ手続の案内を行ったり
、代理人からウェブ手続の申入れがあったりする状況です。

◎

ケースによっては対面手続が良い場合もありますが、ウェブ手続が可能な場合
に、当事者本人により良い手続をできないかという視点で問題提起しました。

○

ウェブ手続か対面手続かの選別の場面において、全ての方にウェブ手続利用の
提案を行って、ほとんどの方が対面手続を選択されているという状況でしょうか。

また、調停期日や審判期日等は、手続が一定期間継続するものと思いますが、
ウェブ手続で行うとなった場合、全ての手続がウェブとなるのでしょうか、期日ご
とで選択できるのでしょうか。

■

一点目について、当事者本人から提出された申立書だけでは、対面で行うべき

ケースなのか、ウェブ手続が可能なケースであるのかの選別ができないため、申立段階では、裁判所からウェブ手続の提案は行っていません。したがって、対面手続から開始して、手続を進めていく中で、ウェブ手続が可能と判断されれば、そのような提案を行うという対応をしています。

二点目について、対面手続か、ウェブ手続かの選択は、期日ごとに行われておりますので、ウェブ手続期日の後に、次回は対面で話をしましょうというような選択はできます。また、現行法においてウェブ手続では調停を成立させることができないような案件もありますので、成立時は対面手続で行わなければならない場合も一定数あります。

○

申立書と併せて、裁判所が当事者に提出を求める書面の中にウェブ手続の希望を聴取する項目を設けて、それぞれの要望を吸い上げるといった取り組みを実施されると良いと思います。

○

現代の多様な社会の中で、裁判手続においても、手続の方法が増えるということは、空間的な時間的な可能性が広がることに繋がり、すごく魅力があることだと思います。ただ、メリットとデメリットもあると思うので、その点を議論する必要があると思います。

また、私の所属団体の運営においても、オンラインの選択肢があったことによって、今まで考えなかった活動も増えています。これから家庭裁判所のデジタル化によって、いろんな方面に広がりがあると思いますが、その認知がまだ全体に広がっていないので、それによっては状況が変わるのかなと思います。

○

一般の方にもウェブで手続ができるということを知ってもらう事で、ウェブの利用件数が増えると思います。私の所属団体では、採用面接をウェブで行ったこともあり、ウェブを前提とした制度でもよいのかなと思いました。

○

コロナ禍を契機にウェブ会議を取り入れるようになりましたが、公務員が開催するウェブ会議と、例えば、コンサルタントが開催するウェブ会議では、運営方法が全然違うという印象があります。組織全体の底上げも必要だと思いますが、やはりリーダーシップが取れるような方の育成が必要ではないかなと思います。そのためには、外部の方の力を借りるのが一番早いのではないかなと思いました。

○

ウェブ手続において、スマートフォンも使えるということを案内した方がいいと思います。ウェブ手続の中でも選択肢が増えると利便性の向上にも繋がりますし、若い世代の方はスマートフォンからの方が参加しやすいと思います。

○

私の所属団体では、システム更新の際には、説明会を行ったり、操作説明動画を作ったりしています。しかし、システム導入時には、問合せ担当に相当な負担が掛かっているということがあります。

このウェブ手続においては、当事者の通信環境がどのような状態なのか、トラブルが発生した場合どうするのか、また、どれくらいサポートするのか等によって、職員の負担の大きさが変わってくると思います。

使用者がどういう環境で操作するのか想定しやすい状況であっても、システム導入時などは、サポートの負担が大きいといったところがありました。

サポート職員としては、ITの専門職ではなく、その業務に精通した職員に担ってもらっています。

○

私の所属団体は、各職員間におけるITリテラシーの格差があまりないといった特性があり、IT化にあまり苦労は感じませんでした。職員のライフスタイル、遠隔地や取込中であっても会議内容だけ聴きたい等の様々な場面に合わせて参加できるという利点があるので、ウェブ会議の取り入れが増えてきています。

また、デジタルサービスの提供も行っていますが、そのシステムやホームページの更新、メンテナンスには非常にコストが掛かり、IT技術者がいないと成り立たない事業です。現代ではIT技術者の引き合いは非常に強いので、そのような人材の確保といった点は、かなり難しい問題だと考えます。

裁判所のウェブ手続については、弁護士に認知していただいて、弁護士から当事者に勧めてもらうことやメディアを活用する等して利用数を増やすといったことが現実的な方策と思いました。

裁判所のホームページは、説明したいことを全て記載しており、知りたい情報に辿り着くことが困難な作りになっています。要点をまとめて、動画や紙芝居風の技法を取り入れるなどして、ユーザー目線に立ったウェブデザインにするべきだと思います。

◎

本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。